



# 三重県公報

令和2年11月20日 (金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
58	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	( 県 議 会 )	2

### 公布された条例のあらまし

◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第 58 号)

- 1 新型コロナウイルス感染症のまん延防止が必要な場合等、委員会への参集が困難な場合において、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による出席の特例の規定を整備するものです。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### 条 例

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十一月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十八号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十二年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条（略） （出席の特例）</p>	<p>第十四条（略）</p>
<p>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ <u>る方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p>	
<p>2 委員が前項に規定する方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	
<p>3 第一項に規定する方法により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---